第１章　保存活用計画策定の目的と経緯

1-1　保存活用計画策定の目的と構成

史跡幡羅官衙遺跡群（以下、本文中では幡羅官衙遺跡群という）は、埼玉県深谷市東方から熊谷市西別府にまたがって所在する史跡であり、古代武蔵国幡羅郡の郡家（郡衙）である幡羅官衙遺跡と、それに付随する祭祀場である西別府祭祀遺跡から構成される。古代幡羅郡は、現在の深谷市東部から熊谷市西部及び北部にかけての地域にあたり、この古代幡羅郡内を統治する郡役所を幡羅郡家という。郡家には、正倉（主に税として徴収した稲穀類を収納・保管する倉庫群）、郡庁（儀式や郡内の政務を執り行う中心的施設）、館（部内を巡行する国司や公的な使節または郡司の宿所）、厨家（役人らへの食事供給に関わる部署）、実務官衙（郡の行政実務や必需物品の製作などを分担する部署）などが設けられていたことが史料や発掘調査事例から知られる。

幡羅郡家跡の発見は、深谷市北東部の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）である下郷遺跡の一部から、平成 13 年（2001）に正倉の遺構が検出されたことを契機としており、その重要性に鑑み、下郷遺跡北部のうち郡家に関わる範囲を新たに幡羅遺跡とした。その後、数次の発掘調査が進められ、正倉、館、実務官衙など、郡家を構成する遺構の広がりとその内容が判明するに至った。

一方、幡羅遺跡の東側に位置する熊谷市西別府では、昭和 38 年（1963）に湯殿神社社殿裏の湧水地点から石製模造品が発見され、同年、この地点を含む湯殿神社境内地が湯殿神社祭祀遺跡の名称で熊谷市指定史跡となった。その後、昭和 50 年（1975）、西別府祭祀遺跡と名称を改め、埼玉県選定重要遺跡に選定された。そして、数次の発掘調査により、幡羅郡家と併存する時期に、石製模造品や土器による祭祀が行われていた祭祀遺跡であることが判明した。

幡羅遺跡の隣接地区には、東に郡家と併存する西別府廃寺があり、西から南にかけては下郷遺跡・大竹遺跡など大規模な集落がある。また、周辺地域一帯には、西方に榛沢郡家正倉である中宿遺跡、北西に木の本古墳群、南東方に在家遺跡や籠原裏古墳群、北方の低地には別府条里遺跡や新屋敷東遺跡など、古代の貴重な遺跡が多く所在している。

このような状況から、幡羅遺跡と西別府祭祀遺跡は重要な遺跡として認識され、調査研究により、郡家諸施設の遺構・遺物や祭祀遺物などの保存状態が極めて良好であること、郡家・祭祀場がそろって把握され、かつ隣接地に古代寺院である西別府廃寺の併存が確認されている希少な遺跡であること、北関東では規模の大きな官衙遺跡であること、郡家成立過程について貴重な知見が得られたこと、郡家の多様な構成要素が明らかになったこと、などが高く評価され、平成 30 年（2018）２月に幡羅遺跡の一部が幡羅官衙遺跡とされ、西別府祭祀遺跡の一部分とともに、「幡羅官衙遺跡群　幡羅官衙遺跡　西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定された。

本保存活用計画は、この広大な史跡を恒久的に保存するための措置を講じるとともに、史跡を活用し周辺地域のまちづくりや人づくりにも役立てることを目的として策定するもので、両

市の総合計画とも連携した、中・長期的な視野に立った施策に寄与するよう図るものである。

以下では大きく次の４本を柱として、幡羅官衙遺跡群の適正な保存と整備活用についての指針や方法などを提示していくこととする。

- 史跡の本質的な価値を明らかにすること
- 価値を構成する多様な要素を整理すること
- 史跡を適切に保存管理する考え方や方法を示すこと
- 今後の整備活用の方向性や方法を提示すること

また、幡羅官衙遺跡群の周辺には関連する遺跡が多く、その調査によって確認される遺構や出土遺物は、幡羅官衙遺跡群を適切に保存・活用するにあたって重要な位置を占めるものと考えられる。そのため、本計画では、史跡指定地のほか、その隣接地区や周辺地域の関連遺跡についても視野に入れた総合的な保存活用計画の策定を目指すこととする。

1-2　保存活用計画策定の経過

1-2-1　委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、深谷市と熊谷市の行政関係者などで構成する「史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会」（以下「委員会」という）を設置した。策定委員会の事務局は、深谷市教育委員会文化振興課・熊谷市教育委員会社会教育課とし、文化庁及び埼玉県教育局文化資源課の指導・助言を受けた。

表１　幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会の委員構成

委員会委員	氏　名	所　　属	備　　考
策定委員	須田　勉	元国士舘大学教授	考古
	佐藤　信	東京大学名誉教授	古代史
	山中　敏史	奈良文化財研究所名誉研究員	考古
	井上　尚明	元埼玉県職員、立正大学講師	考古・史跡
	坂東　隆秀	深谷市文化財保護審議会会長	
	菅谷　浩之	熊谷市文化財保護審議会会長	
	浅見　幹男	深谷市自治会連合会幡羅支会会長	
	高橋　勇	前熊谷市別府公民館館長	
アドバイザー	大西　律子	目白大学教授	地域振興
オブザーバー	氏　　名	所　　属	
	山下信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門	
	宮原　正樹	埼玉県教育局文化資源課	

事務局	氏　名	所　　属	備　　考
	成瀬　哲也	深谷市文化振興課長	
	知久　裕昭	深谷市文化振興課課長補佐	
	鈴木　紳也	深谷市文化振興課文化財保護係長	
	野口　知佐	深谷市文化振興課文化財保護係主査	令和元年度
	鈴木　恵子	深谷市文化振興課文化財保護係主任	令和２年度
	平野　哲也	深谷市文化振興課文化財保護係主事	
	吉野　健	熊谷市社会教育課担当副参事	
	松田　哲	熊谷市社会教育課主幹兼文化財保護係長	
	腰塚　博隆	熊谷市社会教育課文化財保護係主任	

1-2-2　審議等の経過

令和元年度及び令和２年度の委員会開催は、次の日程で開催し、指導・助言を得た。

表２　幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会開催経過

委員会	開催日	主な報告と協議事項
令和元年度 第１回委員会	令和元年11月27日	〈報告〉 ・委嘱状交付 ・委員会設置要領説明 ・正副委員長の選出など 〈協議事項〉 ・保存活用計画の構成について ・第１章から第５章までの策定内容について
令和元年度 第２回委員会	令和２年２月５日	〈協議事項〉 第１回委員会にて指導を受けた事項を踏まえ、第１章から第５章までの策定内容の再検討
令和元年度 第３回委員会	令和２年３月	〈書面審議〉 ・第１章から第５章までの策定内容の再検討 ・第６章の検討

令和２年度 第１回委員会	令和２年10月29日	〈協議事項〉 ・第７章から第13章までの策定内容について
令和２年度 第２回委員会	令和２年12月16日	〈協議事項〉 令和２年度第１回委員会にて指導を受けた事項を踏まえた第７章から第13章までの策定内容の再検討
令和２年度 第３回委員会	令和３年２月15日	〈協議事項〉 ・第１章から第13章までの策定内容の再検討
文化庁指導	令和２年11月19日	・指定地の現地確認 ・策定内容の確認、指導
文化庁指導	令和３年１月22日	・策定内容の確認、指導

令和元年度第２回委員会

令和２年度第２回委員会

山下調査官現地指導

令和２年度第３回委員会

１-３　他の計画との関係

１-3-1　関連計画

（１）第２次深谷市総合計画

深谷市では、「第２次深谷市総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいる。この計画では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までを前期基本計画、令和５年（2023）度から令和９年（2027）度までを後期基本計画として、本市の上位計画に位置付けている。

「第２次深谷市総合計画」の基本構想では、本市が目指す将来都市像**「元気と笑顔の生産地ふかや」**を実現するため、６つのまちづくりの基本姿勢を掲げている。

これらを具現化するための基本計画（前期基本計画）で、幡羅官衙遺跡群に関する主な施策は、「まちのイメージ　２．次世代を担う人と文化を育むまち（教育・文化）」にかかる基本施策である「誰もが生きがいを持ち、学ぶことできるまちづくり」と関わるものであり、この中の個別施策「２－２－２　郷土の歴史・文化の継承と活用」の一環をなすものであり、史跡の整備活用事業もこの施策の中に位置づけている。また、同じ基本施策にある個別政策、及び「まちのイメージ」にあるその他の各項目にも、本史跡は大きく関係している。

郷土の歴史　文化の継承と活用の取り組み

市内の重要な文化財に対する「市指定文化財」の指定や重要文化財などの適切な維持管理により、市内に所在する文化財を保存・継承し、その文化財によって市内外の人が本市に魅力を感じることができるように活用を図ります。また、訪れた人が安全に深谷の文化に触れることができるよう歴史的建造物などの改修工事を推進します。

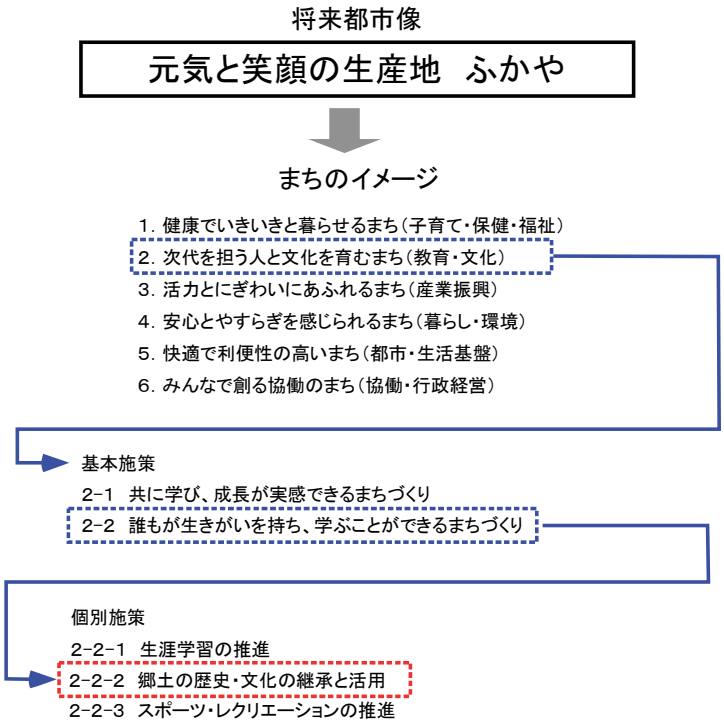

図１　深谷市総合計画の将来像・基本施策体系（抜粋）

（２）第２期深谷市教育振興基本計画

深谷市教育委員会では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までの５か年を計画期間とする「第２期深谷市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、「第２次深谷市総合計画前期基本計画」の個別計画に位置づけられた、教育分野における最上位計画である。

この教育振興基本計画では、深谷市が目指す教育の基本理念を**「立志と忠恕の深谷教育　～ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる～」**と定め、６つの基本方針を掲げ，今後５年間に取り組む７つの教育施策の基本目標を定めている。このうち幡羅官衙遺跡群に関連する施策は，基本目標「Ⅵ　郷土の歴史・文化の継承と活用」における施策（３）の「２　深谷が誇る歴史・文化の保存・継承と活用」の中に含まれる。また、学校教育や生涯学習に係るその他の基本目標とも関わるものである。

施策の方向性
・文化財の調査、記録を実施するとともに、指定を通じ、保存のための措置を講じます。
・各種イベントの開催を通じて、文化財を活用しながら、市内の伝統文化の魅力を伝えていきます。
関係する主な取り組み
■埋蔵文化財の保存、活用
・古代幡羅郡役所跡である幡羅官衙遺跡の保存と整備・活用を推進します。

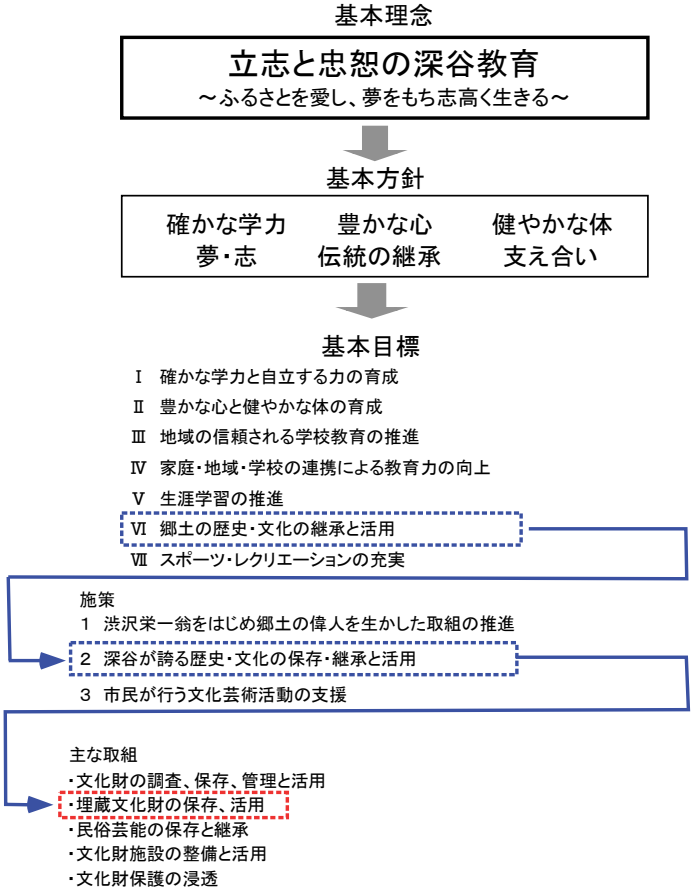

図２　第２期深谷市教育振興基本計画の体系

（3）第２次熊谷市総合振興計画

熊谷市では、「第２次熊谷市総合振興計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいる。この計画では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までを前期基本計画、令和５年（2023）度から令和９年（2027）度までを後期基本計画として、本市の上位計画に位置付けている。

「第２次熊谷市総合振興計画」の基本構想では、本市が目指す将来都市像**「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」**を実現するため、８つのリーディングプロジェクトと８つの政策を掲げている。これらを具現化するための基本計画（前期基本計画）で、幡羅官衙遺跡群に関するものは、主に政策７「地域に根ざした教育・文化のまち」の施策４「文化・芸術活動を支援する」と関わるものであり、かかる単位施策の「文化財の保護・継承を図る」の中に含まれる。また、施策の大綱にあるその他の各施策とも大きく関係するものである。

単位施策２　文化財の保護・継承を図る

文化財の保護・継承を図るとともに、市史編さん刊行事業を推進し、効果的な発信・活用により、地域振興等への貢献を目指します。

主な取組

・西別府の幡羅官衙遺跡群をはじめとした有形文化財等文化遺産の保護と積極的な公開・活用

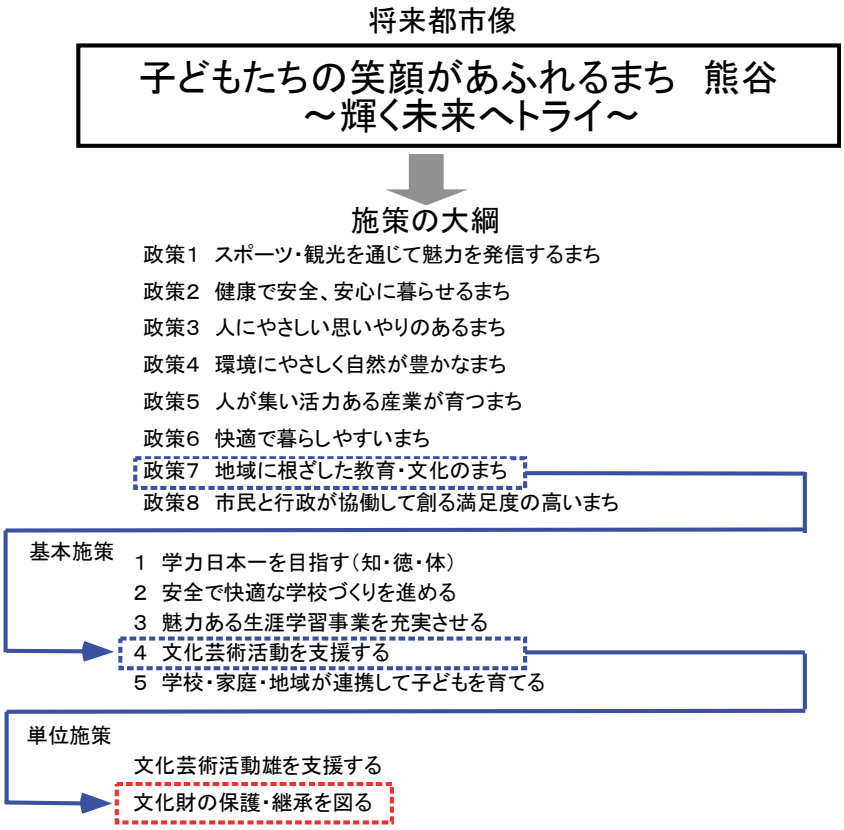

図３　熊谷市総合振興計画の将来像・基本施策体系

（4）第２期熊谷市教育振興基本計画

熊谷市教育委員会では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までの５か年を計画期間とする「熊谷市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、「第２次熊谷市総合振興計画」に基づく中期的な方針である。

熊谷市が目指す教育、学術及び文化の振興に関する基本方針として、次の８つを掲げている。このうち幡羅官衙遺跡群に関連する施策は、主に「４　文化芸術活動を支援する」における単位施策の２　文化財の保護・継承を図る、の中に位置づけられる。また、施策の大綱にあるその他の各施策とも大きく関係するものである。今後の史跡の保存・活用事業をこの計画の中に積極的に位置づけて推進していく必要がある。

具体的な取り組み

1　西別府の幡羅官衙遺跡群をはじめとした有形文化財等文化遺産の保護と積極的な公開・活用

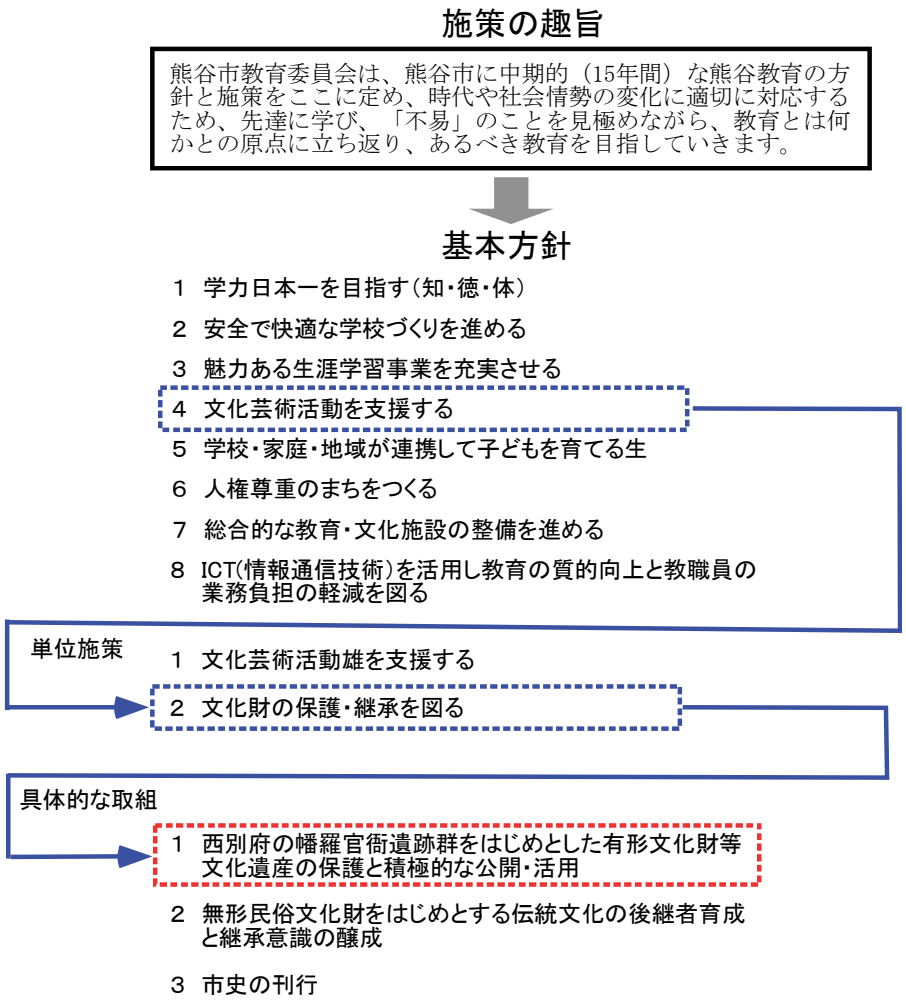

図４　熊谷市教育振興基本計画の体系

１-3-２　主な関連法令

（１）文化財保護法

幡羅官衙遺跡群は、平成 30 年（2018）２月 13 日の文部科学省告示により国史跡に指定された。史跡指定地内は、文化財保護法によって現状を変更する行為などが規制されている（法第 125 条）。また、史跡指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（深谷市の幡羅遺跡、下郷遺跡、熊谷市の西別府祭祀遺跡、西別府遺跡、西別府廃寺、大竹遺跡）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知及び届出が義務づけられるとともに、埋蔵文化財の取り扱いなどについて、所管の教育委員会と協議を行い、必要があれば保存のための措置を講じなければならない。

（２）都市計画法

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、幡羅官衙遺跡は深谷都市計画区域（市街化調整区域）に、西別府祭祀遺跡は熊谷都市計画区域（市街化調整区域）にある。いずれも用途地域の定めのない区域で、史跡周辺で農業用施設の開発計画が生じる可能性もあり、十分留意する必要がある。

また、今後の史跡の保存、発掘調査、活用、整備、周辺環境の保全を進める上で、関係部局との緊密な協議を行う必要がある。

（３）農地法

史跡指定地のうち、幡羅官衙遺跡の大部分は農地である。農地又は採草放牧地（第２条第１項）について、所有権を移転する場合又は農地以外用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（４ha を超える場合には農林水産大臣の許可が必要）。

史跡整備にあたっては所定の手続きが必要となる。

（４）景観法

景観計画区域内では、一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、景観条例・景観計画に基づき、該当する市へ届出を行う必要がある。

史跡隣接地区では、この法令による規制を活かした景観保全が求められる。

（５）電気事業法

幡羅官衙遺跡群の史跡指定地上空には、送電線が架空されている。このため、送電線の下では建築物の高さに制限が生じる。また、地役権の設定が行われていることがある。そのため、遺構の立体的表示など遺跡の活用に際しては十分留意することが必要となる。

（6）埼玉県屋外広告物条例

深谷市では、埼玉県屋外広告物条例に基づき、許可申請事務を行っている。また、熊谷市では、平成 31 年（2019）４月から熊谷市屋外広告物条例に基づき、許可申請事務を行っている。

屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要で、許可に当たって、設置できる広告物の大きさや高さ、色彩などの基準が定められている。

こうした条例も活かして、史跡及び史跡隣接地域においてその活用にふさわしい景観が維持されるよう取り組むことが求められる。

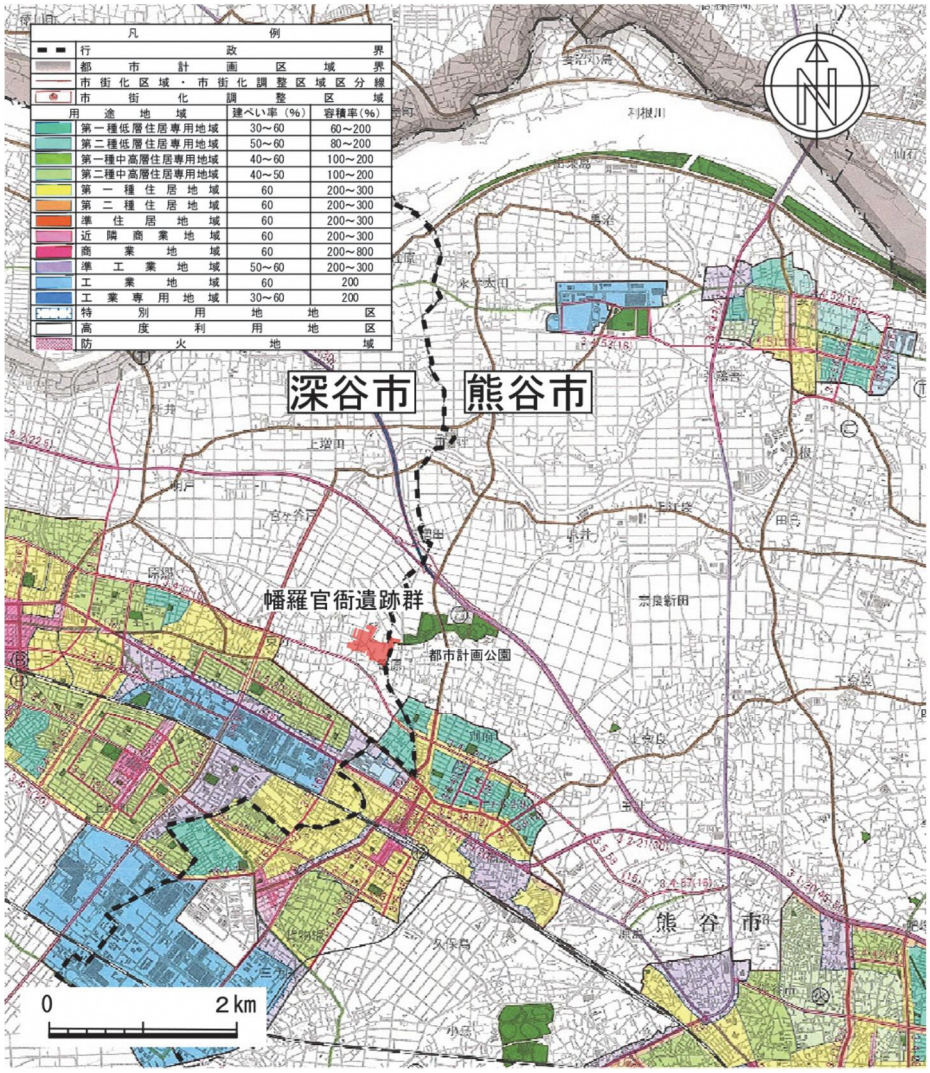

図５　都市計画図

1-4　計画の対象範囲と期間

1-4-1　計画の対象範囲

本保存活用計画では、史跡指定地を中心に、郡家の関連遺構が広がるとみられる指定地外の幡羅遺跡や西別府遺跡、郡家関連の祭祀場が広がる指定地外の西別府祭祀遺跡、郡家と並立する西別府廃寺、および郡家に隣接し併存する古代集落である下郷遺跡や大竹遺跡を含む範囲についても、史跡隣接地区として対象範囲に含める。

このほか、在家遺跡、木の本古墳群、籠原裏古墳群、隣郡榛沢郡の正倉である中宿遺跡（県指定史跡「中宿古代倉庫群跡」）、周辺地域にある関連遺跡やその他の文化財についても、本史跡の理解を深め活用を推進していくうえで欠かせないため、こうした周辺地域も視野に入れて計画を策定することとする。

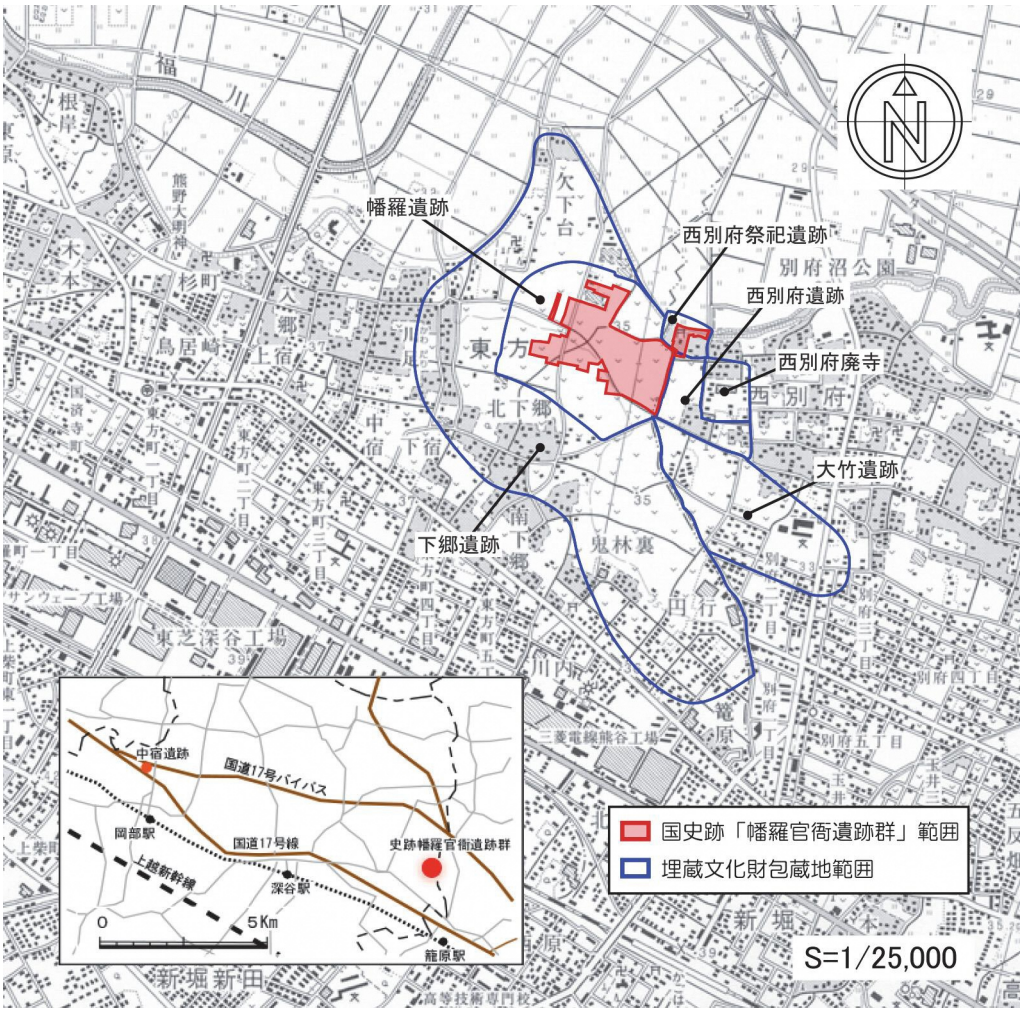

図６　計画の対象範囲

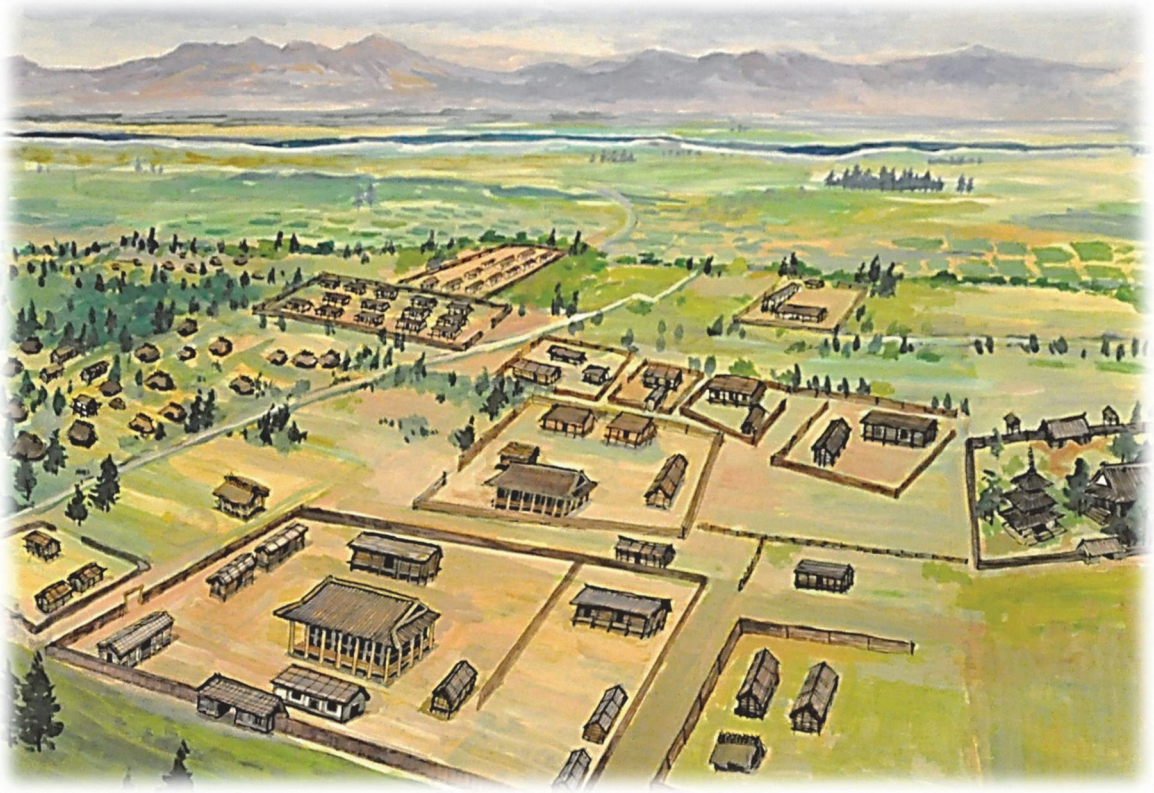

図７　幡羅郡家イメージ画

1-4-2　計画の期間

本計画は、令和２年度の保存活用計画書の完成と以降の諸手続きを経て発効する。その実施には、地域や関係機関の協力を得ながら進めていくことになる。計画の期間は、令和３年（2021）４月から令和８年（2026）３月までの５か年を短期計画、その後、整備基本計画を策定してから令和 18 年（2036）３月までの 10 か年を中期計画とし、それ以降を長期計画に区分して実施する。

今後の追加指定、公有化の進捗、社会情勢等における変化も予想されることから、必要に応じて適宜見直しを行い、適切な施策を行うものとする。

第２章　史跡幡羅官衙遺跡群の概要

幡羅官衙遺跡群は、埼玉県深谷市・熊谷市にまたがる「幡羅官衙遺跡」・「西別府祭祀遺跡」から構成される、古代幡羅郡家（郡衙）とそれに付随する祭祀場の遺跡である。

2-1　史跡指定に至る経過

幡羅遺跡は、深谷市の北東部、熊谷市との境に接する位置にあり、周囲には集落や古墳群の遺跡である下郷遺跡が広がっている。この幡羅遺跡の東に隣接する熊谷市西別府では、以前から瓦が採集されることから、寺院跡や窯跡の存在が指摘されていたが、長らくその詳細は不明であった。しかし、熊谷市教育委員会によって、平成２年（1990）に発掘調査が行われ、古代寺院跡であることが明らかとなった。同様に寺院跡の北に隣接する西別府祭祀遺跡では、昭和38 年（1963）に、國學院大學教授であった大場磐雄氏や地元考古学者の小澤國平氏らによって調査が行われた結果、馬形・櫛形等の滑石製模造品や土器などの祭祀遺物が多量に発見されたことから、考古学史上重要な遺跡として注目されてきた。この遺跡は、台地下の湧水地点周辺における古代祭祀場であり、水霊信仰との関係が強いと考えられている。

このような西別府における古代寺院跡や祭祀跡の存在は、周辺に官衙遺跡の存在を想定させるものであったが、その所在については不明であった。

平成 13 年（2001）１月、この西別府の遺跡の西側に位置する深谷市東方の下郷遺跡地内で開発が計画され、これを受けて深谷市教育委員会が確認調査を行った。その結果、古墳のほかに、古代の大型の総柱高床倉庫跡が確認された。検出された倉庫遺構の特徴や立地状況は、榛沢郡の正倉院跡である深谷市の中宿遺跡に類似しており、この大型の倉庫は幡羅郡家の正倉にあたるとの見方が強まった。そのため、下郷遺跡北部の郡家に係わる範囲を新たに幡羅遺跡として設定し、平成 13 年４月と 10 月には、更に詳細な確認調査を実施した。その結果、延べ４棟の高床倉庫と、これらの外周を区画する溝の遺構などを確認している（第１・２次調査）。第２次調査では、奈良文化財研究所の山中敏史氏（当時）の調査指導を仰いだ。併せて今後の調査について庁議に付し、重要遺跡と認識したうえで範囲内容確認調査を行なうことになった。平成 14 年（2002）には第３次調査を行い、延べ 21 棟の倉庫群を確認した。この時、初めて文化庁の坂井秀弥主任調査官（当時）の視察を受けた。また、埼玉県発掘調査評価・指導委員会が同年に設置され、以後、深谷市の幡羅遺跡、及び熊谷市の西別府祭祀遺跡や西別府遺跡の調査について、平成 15～22 年度（2003～2010）まで毎年開催された。

総柱高床倉庫跡（幡羅遺跡１次調査）

幡羅遺跡は、平成 14 年度（2002）以降、平成 22 年度（2010）までの期間、35 次にわたる発掘調査を実施し、遺跡の解明を進めた。その結果、武蔵国幡羅郡家の正倉や館、実務官衙等にあたる遺構や遺物を検出した。また、西別府祭祀遺跡は、郡家に伴う祭祀場としての性格を有することも判明してきた。そこで平成 29 年に国史跡指定の意見具申を行い、平成 30 年（2018）２月 13 日に、幡羅遺跡の一部及び西別府祭祀遺跡の一部、102,110.98 ㎡が「幡羅官衙遺跡群　幡羅官衙遺跡　西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定された。

また、幡羅官衙遺跡については、令和２年に 2,067.00 ㎡が国史跡に追加指定された。

2-2　指定内容

2-2-1　指定告示

○文部科学省告示第 23 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 30 年２月 13 日　　文部科学大臣　林　芳正

幡羅官衙遺跡群	幡羅官衙遺跡	埼玉県深谷市東方字伊丹	二八〇九番三のうち実測八二二・五九平方メートル、二八一一番三、二八一一番一、二八一一番二、二八一一番四、二八一一番五、二八一一番三、二八一一番二、二八一一番一、二八一六番二、二八一七番三のうち実測一〇九・七七平方メートル
西別府祭祀遺跡	同	字風張	二八八二番二のうち実測一一・四〇平方メートル、二八八三番一、二八八六番一、二八八八番三
	同	字森吉	二九九一番一、二九九二番一、二九九七番二のうち実測四一・八〇平方メートル、二九九三番一、二九九四番二、二九九八番一のうち実測一〇〇〇番二、三〇一九九五番一、三〇一八平一番、三〇一九九七番二、三〇一九九八番一、三〇一九九九番二、三〇〇〇番一、三〇〇〇番二、三〇〇〇番三、三〇〇〇番四、三〇〇〇番五、三〇〇〇番六、三〇〇〇番七、三〇〇〇番八、三〇〇〇番九、三〇〇〇番一〇、三〇〇〇番一一、三〇〇〇番一二、三〇〇〇番一三、三〇〇〇番一四、三〇〇〇番一五
	同	字辻	三〇〇一番一、三〇〇二番一、三〇〇三番一、三〇〇四番一、三〇〇五番一、三〇〇六番一、三〇〇七番一、三〇〇八番一、三〇〇九番一、三〇〇一〇番一、三〇〇一一番一、三〇〇一二番一、三〇〇一三番一、三〇〇一四番一、三〇〇一五番一、三〇〇二番一、三〇〇二番二、三〇〇二番三、三〇〇二番四、三〇〇二番五、三〇〇二番六、三〇〇二番七、三〇〇二番八、三〇〇二番九、三〇〇二番一〇、三〇〇二番一一、三〇〇二番一二、三〇〇二番一三、三〇〇二番一四、三〇〇二番一五、三〇〇三番一、三〇〇三番二、三〇〇三番三、三〇〇三番四、三〇〇三番五、三〇〇三番六、三〇〇三番七、三〇〇三番八、三〇〇三番九、三〇〇四番一、三〇〇四番二、三〇〇四番三、三〇〇四番四、三〇〇四番五、三〇〇四番六、三〇〇四番七、三〇〇四番八、三〇〇四番九、三〇〇五番一、三〇〇五番二、三〇〇五番三、三〇〇五番四、三〇〇五番五、三〇〇五番六、三〇〇五番七、三〇〇五番八、三〇〇五番九、三〇〇六番一、三〇〇六番二、三〇〇六番三、三〇〇六番四、三〇〇七番一、三〇〇七番二、三〇〇七番三、三〇〇七番四、三〇〇七番五、三〇〇七番六、三〇〇七番七、三〇〇七番八、三〇〇七番九、三〇〇八番一、三〇〇八番二、三〇〇八番三のうち実測一〇六・六四平方メートル、三〇〇八番四のうち実測九二・九二平方メートル、三〇〇八番五のうち実測一一四・三三平方メートル、三〇〇八番六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇五のうち実測一〇二・三三平方メートル
	西別府祭祀遺跡	埼玉県熊谷市西別府字西方	一五七五番、一五七七番
	同	字根岸	二三二・八番一のうち実測一三四一・九三平方メートル

備考　右の地域に介在する道路敷、埼玉県熊谷市西別府字西方に接する道路敷、一五七五番に接する道路敷、西方七同字西一五七七番に接する道路敷、西方七同字西一五七七番に接する道路敷、西方七同字西一五七七

武蔵国幡羅郡に属する。北方約５キロメートルを東流する利根川と、南方約６キロメートルを東流する荒川に挟まれた櫛挽台地の北縁に立地し、北側の崖線下には妻沼低地が広がる。

幡羅官衙遺跡は、平成 13 年度に郡家（郡衙）正倉とみられる遺構が発見されたことを契機に把握され、深谷市教育委員会が平成 22 年度まで 35 次にわたる範囲内容確認のための発掘調査を実施した。これまでに、郡庁は未確認であるが、正倉院をはじめとする多数の建物群や区画施設、鍛冶工房、道路など郡家を構成するとみられる諸施設を検出した。西別府祭祀遺跡の調査は昭和 38 年に石製模造品が発見されたことを端緒とし、熊谷市教育委員会が平成４年度から６次にわたる発掘調査を実施してきた。この遺跡では、7 世紀後半から 11 世紀にかけて、湧水における石製模造品を主とした祭祀が、土器を用いた祭祀へと変化していく過程が判明した。出土品は平成 23 年に「西別府祭祀遺跡出土品」として埼玉県指定文化財となった。

幡羅官衙遺跡は、7 世紀後半に成立してから 11 世紀前半に廃絶するまで間断なく存続する。最初期の 7 世紀後半には竪穴建物が広く分布するが、南側には掘立柱塀や素掘り溝に区切られ、掘立柱建物が建ち並ぶ区画があり、深谷市熊野遺跡のように、これらが官衙的機能を有していた可能性も指摘される。7 世紀末から評の官衙の造営が本格的に始まると、8 世紀には官衙域と集落域が明確に分離し、竪穴建物からなる集落域は官衙域周辺に大規模に展開するようになる。

7 世紀末以降、遺跡北西部では溝で区画された正倉院が整備され、8 世紀後葉から 9 世紀には北側に新たな正倉院が増設される。南側の正倉院は南北約 90 メートル、東西約 220 メートル、北側の正倉院は南北約 135 メートル、東西約 80 メートルの規模を有する。9 世紀には南側の正倉のうち一部が礎石立ちに建て替えられ、建物規模も大きくなる時期がある。

遺跡南東側には、7 世紀後半から前述した掘立柱塀による区画と掘立柱建物群が設けられるが、7 世紀末にはこれらとやや方位を異にした仕切り塀と四面廂付掘立柱建物が追加され、8 世紀前葉まで存続する。周囲の土坑からは多量の土器と動物遺存体が出土している。これを饗宴の残滓とみて、これらの建物群を館とみなす意見もある。

遺跡東側にも、8 世紀から 9 世紀前半にかけて掘立柱塀や素掘り溝の区画を伴う掘立柱建物群が複数構築される。具体的な機能が判明する施設として、刀子や釘などの鉄製品を製作する鍛冶工房とみられる建物があることから、「実務官衙域」と呼称して行政実務を担う区域であった可能性が指摘されている。この区域では、建て替えごとに規模が縮小していくが、9 世紀後半には全体が再編され、二重溝と土塁による方形区画という全く異なる施設に変化し、11 世紀前半に廃絶する。

以上のように、正倉院は 7 世紀末から 10 世紀前半まで継続するが、四面廂付掘立柱建物を中心とする区画は主として 7 世紀末から 8 世紀前葉、「実務官衙域」は 8 世紀から 9 世紀前半までが主な存続期間であった。なお、幡羅官衙遺跡の中央部には北東から南西方向に西別府祭

祀遺跡に至るとみられる道路が延びる。

出土遺物には、帯金具、円面硯など官衙を特徴づけるもののほか、墨書土器、畿内産を含む多量の土師器や須恵器、人面線刻土製品などが出土している。

一方、幡羅官衙遺跡に東接する西別府祭祀遺跡は、台地縁辺部並びに崖下の低地を含む範囲に広がる。当該地では、現在は認められないが、かつては豊富な伏流水が湧出していた。西別府祭祀遺跡では、幡羅官衙遺跡の成立期と同じ７世紀後半から主に石製模造品を用いた湧水での祭祀が開始され、７世紀末から８世紀初頭に石製模造品を主とする祭祀から土器を用いた祭祀へと変化してからは、郡家に付随する祭祀場として機能したと考えられる。10 世紀後半には「器佛」の墨書をもつ土師器杯が出土し、仏に祈りを捧げる祭祀も行われた可能性が高い。11 世紀前半には祭祀行為は終焉を迎える。また、８世紀前半には西別府祭祀遺跡に近接して西別府廃寺が建立され、西別府祭祀遺跡と共存する。なお、西別府祭祀遺跡の南に位置する西別府遺跡は幡羅官衙遺跡と一連の官衙遺跡で、区画溝をもつ掘立柱建物群、同じく区画溝を伴う竪穴建物群が検出されている。

以上のように、幡羅官衙遺跡と西別府祭祀遺跡は、その内容や存続時期などからみて幡羅郡家とこれに付随する祭祀場であると考えられる。今後保護を要する西別府遺跡と西別府廃寺を含めると、郡家・祭祀場・寺院がそろって把握されている希少かつ北関東では規模の大きい官衙遺跡群である。加えて、官衙的機能が７世紀後半に遡る可能性があることから郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、８世紀以降に整備される「実務官衙域」を含め、郡家の多様な構成要素が判明した点にとりわけ高い価値が認められる。したがって、今回、郡家と祭祀場に相当する部分を幡羅官衙遺跡群として史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』第 653 号、2018 年より）

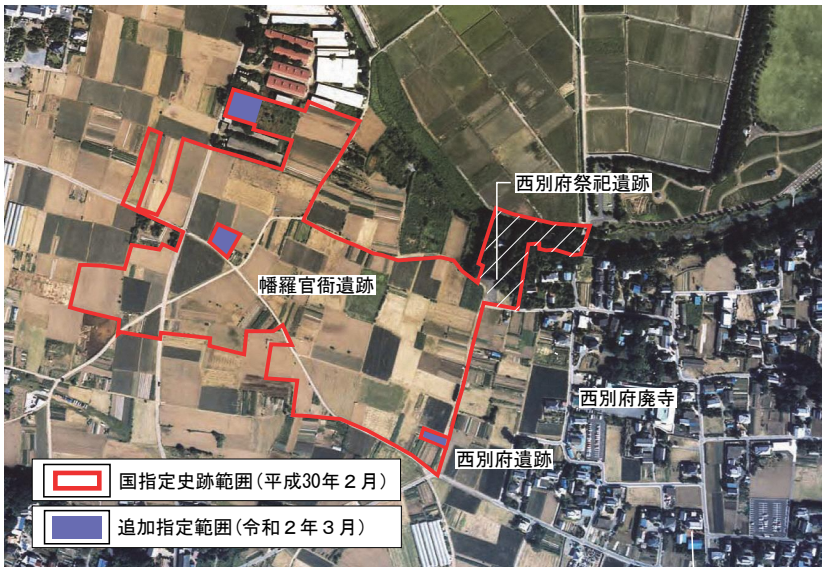

図９　史跡指定範囲の航空写真

2-2-3　追加指定告示

○文部科学省告示第 23 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下蘭に掲げる地域を追加指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和２年３月 10 日　　文部科学大臣　萩生田光一

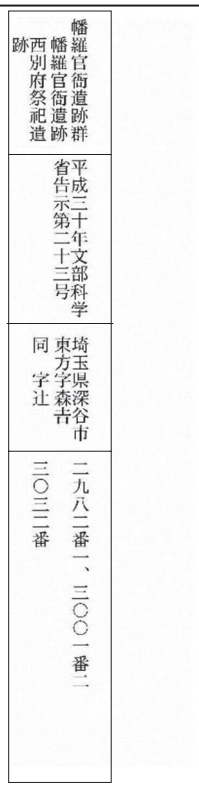
幡羅官衙遺跡群
幡羅官衙遺跡
西別府祭祀遺跡
平成三十年文部科学省告示第二十三号
埼玉県深谷市
東方字森古
同　字辻
二九八二番一、三〇〇一番二
三〇三二番

図 10　官報告示

2-2-4　追加指定説明

幡羅官衙遺跡群は埼玉県北部の深谷市にある幡羅官衙遺跡と、熊谷市の西別府祭祀遺跡からなる官衙遺跡群である。現在の行政区分上は二つの市にまたがるが、古代にはいずれも武蔵国幡羅郡に属する。北方約 5 キロメートルを東流する利根川と、南方約 6 キロメートルを東流する荒川に挟まれた櫛挽台地の北縁に立地し、北側の崖線下には妻沼低地が広がる。

幡羅官衙遺跡は、７世紀後半に成立してから 11 世紀前半まで存続する。７世紀後半には竪穴建物が広く分布するが、南側には掘立柱塀や素掘り溝に区切られた掘立柱建物が建ち並ぶ区画があり、深谷市熊野遺跡のように、これらが官衙的機能を有していた可能性がある。７世紀末から評の官衙の造営が本格的に始まると、８世紀には官衙域と集落域が明確に分離し、竪穴建物からなる集落域は官衙域の周辺部に大規模に展開するようになる。

遺跡北西部では区画された正倉院が７世紀末から 10 世紀前半まで存続する。遺跡南東側には、７世紀末には仕切り塀と四面廂付掘立柱建物が追加され、８世紀前葉まで存続する。遺跡東側にも、８世紀から９世紀前半にかけて掘立柱塀や素掘り溝の区画を伴う掘立柱建物群が複数構築され、鉄製品を製作する鍛冶工房とみられる建物も認められている。なお、幡羅官衙遺跡の中央部には南西から北東方向に西別府祭祀遺跡に至るとみられる道路が延びる。

西別府祭祀遺跡は、台地縁辺部並びに崖下の低地を含む範囲に広がる。幡羅官衙遺跡の成立期と同じ７世紀後半から主に石製模造品を用いた湧水での祭祀が開始され、７世紀末から８世

紀初頭に石製模造品から土器を用いた祭祀へと変化してからは、郡家に付随する祭祀場として機能したと考えられる。10 世紀後半には「器佛」の墨書をもつ土師器杯が出土し、仏に祈りを捧げる祭祀も行われた可能性が高い。11 世紀前半には祭祀行為は終焉を迎える。また、８世紀前半には西別府祭祀遺跡に近接して西別府廃寺が建立され、その南には幡羅官衙遺跡と一連の官衙遺跡、西別府遺跡が存在する。

以上のように、幡羅官衙遺跡と西別府祭祀遺跡は、その内容や存続時期等からみて幡羅郡家とこれに付随する祭祀場であると考えられる。今後、保護を要する西別府遺跡と西別府廃寺を含めると、郡家・祭祀場・寺院がそろって把握されている希少かつ北関東では、規模の大きい官衙遺跡群である。加えて、官衙的機能が７世紀後半に遡る可能性があることから、郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、８世紀以降に整備される「実務官衙域」を含め、郡家の多様な構成要素が判明した点にとりわけ高い価値が認められるため、平成 30 年２月、史跡に指定された。

今回、幡羅官衙遺跡のうち条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』第 677 号、2020 年より）

2-2-5　管理団体告示

○文化庁告示第 69 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、埼玉県深谷市及び同熊谷市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下蘭に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 30 年７月 30 日　　文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	深谷市（埼玉県） 熊谷市（埼玉県）

図 11　官報告示

2-3　指定地の範囲と地番

幡羅官衙遺跡群の史跡指定面積は、104,177.98 ㎡（令和２年３月の追加指定を含む）である。このうち、深谷市内にある幡羅官衙遺跡の指定面積は 97,016.60 ㎡で、幡羅官衙遺跡群の約93％を占める。熊谷市域内にある西別府祭祀遺跡の指定面積は 7,161.38 ㎡で、幡羅官衙遺跡群の約７％を占めている。

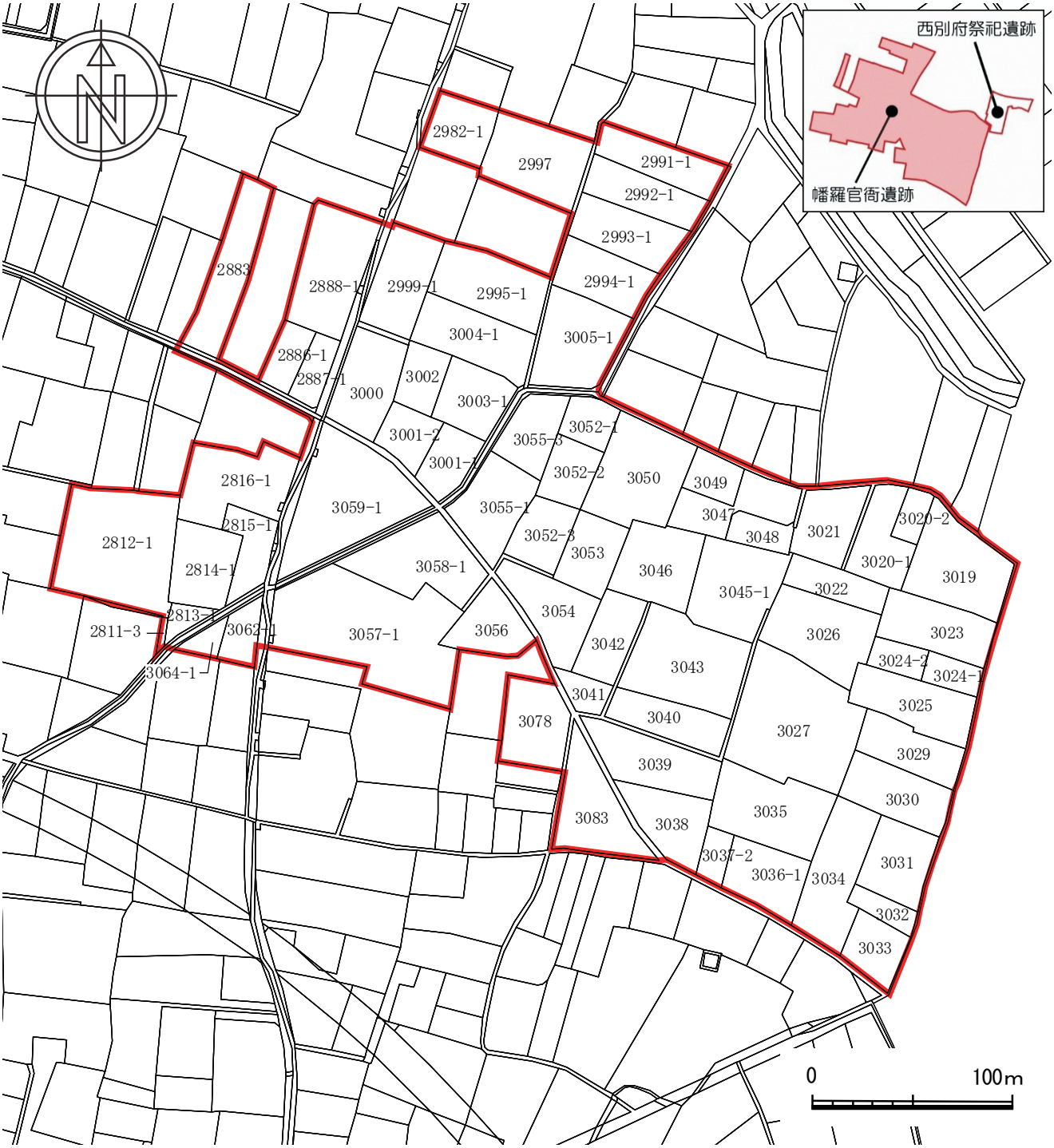

図 12　史跡指定範囲地番図（幡羅官衙遺跡）

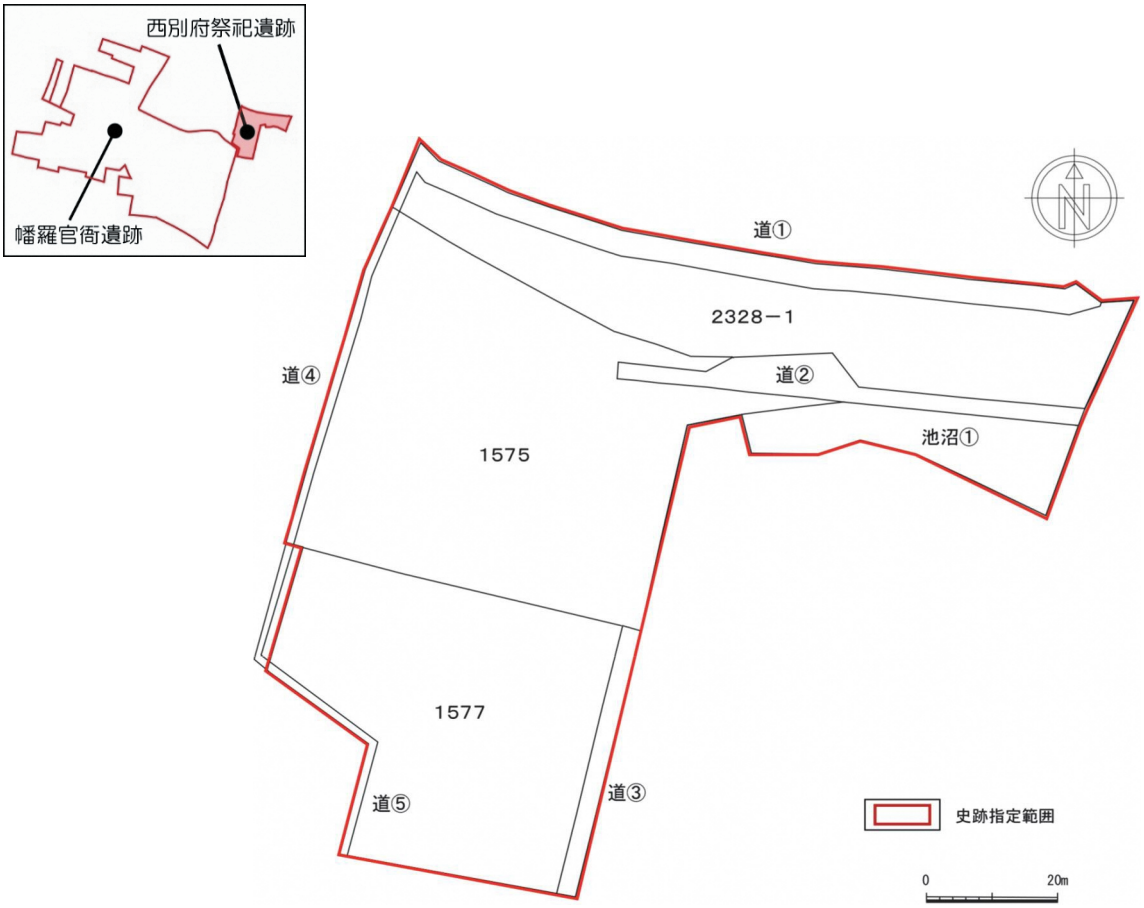

図 13　史跡指定範囲地番図（西別府祭祀遺跡）

表３　幡羅官衙遺跡の指定範囲地番・地目一覧

市区分	地番	面積（㎡）	地目	備考
深谷市	東方字伊丹2809番3	83.59	公衆用道路	166㎡のうち83.59㎡　市道E-420号
	東方字伊丹2811番3	50	畑	
	東方字伊丹2812番1	3,235	畑	
	東方字伊丹2813番1	264	畑	
	東方字伊丹2814番1	1,277	畑	
	東方字伊丹2815番1	797	畑	
	東方字伊丹2815番2	8.84	公衆用道路	市道幹32　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2815番3	9.96	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2816番1	1,864	畑	
	東方字伊丹2816番2	117	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2817番3	109.77	公衆用道路	196㎡のうち109.77㎡　市道E-483号
	東方字風張2882番3	111.40	公衆用道路	148㎡のうち111.40㎡　市道E-483号
	東方字風張2883番	1,690	畑	
	東方字風張2886番1	554	畑	

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字風張2887番1	510	畑	
	東方字風張2887番2	228	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字風張2888番1	2,031	畑	
	東方字風張2888番3	25	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字森吉2991番1	1,164	畑	
	東方字森吉2991番2	41.80	公衆用道路	217㎡のうち41.80㎡　市道E-564号
	東方字森吉2992番1	1,145	畑	
	東方字森吉2993番1	1,311	畑	
	東方字森吉2994番1	1,208	畑	
	東方字森吉2995番1	1,683	畑	
	東方字森吉2997番	1,795	畑	
	東方字森吉2998番2	101.83	公衆用道路	160㎡のうち101.83㎡　市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字森吉2999番1	1,443	畑	
	東方字森吉3000番	1,427	畑	
	東方字森吉3001番1	752	畑	
	東方字森吉3001番3	82	公衆用道路	市道E-564号
	東方字森吉3002番	691	畑	
	東方字森吉3003番1	1,095	畑	
	東方字森吉3004番1	1,535	畑	
	東方字森吉3005番1	1,763	畑	
	東方字辻3019番	1,942	畑	
	東方字辻3020番1	1,108	畑	
	東方字辻3020番2	366	畑	
	東方字辻3021番	1,097	畑	
	東方字辻3022番	803	畑	
	東方字辻3023番	1,406	畑	
	東方字辻3024番1	436	畑	
	東方字辻3024番2	436	畑	
	東方字辻3025番	1,470	畑	
	東方字辻3026番	1,863	畑	
	東方字辻3027番	3,457	畑	
	東方字辻3029番	1,130	畑	
	東方字辻3030番	1,333	畑	
	東方字辻3031番	1,239	畑	
	東方字辻3033番	823	畑	
	東方字辻3034番	1,829	畑	
	東方字辻3035番	1,986	畑	
	東方字辻3036番1	1,187	畑	
	東方字辻3037番2	372	畑	
	東方字辻3038番	1,236	畑	
	東方字辻3039番	1,536	畑	

市区分	地番	面積（㎡）	地目	備考
深谷市	東方字辻3040番	1,085	畑	
	東方字辻3041番	395	畑	
	東方字辻3042番	1,004	畑	
	東方字辻3043番	2,371	畑	
	東方字辻3045番1	1,852	畑	
	東方字辻3046番	1,515	畑	
	東方字辻3047番	1,158	畑	
	東方字辻3048番	488	畑	
	東方字辻3049番	557	畑	
	東方字辻3050番	2,138	畑	
	東方字辻3052番1	577	畑	
	東方字辻3052番2	774	畑	
	東方字辻3052番3	905	畑	
	東方字辻3052番4	117	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3053番	999	畑	
	東方字辻3054番	1,374	畑	
	東方字辻3055番1	1,399	畑	
	東方字辻3055番3	985	畑	
	東方字辻3056番	1,039	畑	
	東方字辻3057番1	4,303	畑	
	東方字辻3058番1	1,889	畑	
	東方字辻3058番2	98	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3059番1	2,919	畑	
	東方字辻3059番2	174	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3059番3	95	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3060番3	43	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3062番1	510	畑	
	東方字辻3062番2	93.92	公衆用道路	186㎡のうち93.92㎡　市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3063番3	72.14	公衆用道路	228㎡のうち72.14㎡　市道E-420号
	東方字辻3064番1	253	畑	
	東方字辻3078番	1,329	畑	
	東方字辻3083番	1,640	畑	
	東方字風張2817番3と2882番3に挟まれ、2816番2と2887番2に挟まれるまでの道路敷	163.84	公衆用道路	里道①　市道E-483号
	東方字森吉2999番1と3000番に挟まれるまでの道路敷	64.69	公衆用道路	里道②　市道E-565号
	東方字風張2887番2と同字森吉3000番に挟まれ、同字風張2888番1と同字森吉2998番2に挟まれるまでの道路敷	166.94	公衆用道路	里道③　市道幹32号

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字風張2816番2と同字辻3059番2に挟まれ、同字辻3062番2と3062番3に挟まれるまでの道路敷	230.03	公衆用道路	里道④　市道幹32号
	東方字風張2809番3と同字辻3063番3に挟まれる道路敷	111.89	公衆用道路	里道⑤　市道E-420号
	東方字森吉2997番1と2991番1に挟まれ、3004番1と3005番1に挟まれるまでの道路敷	226.43	公衆用道路	里道⑥　市道E-566号
	東方字辻3047番と3048番と3021番に挟まれる道路敷	34.80	公衆用道路	里道⑦　市道E-569号
	東方字辻3021番と3020番1に挟まれる道路敷	81.07	公衆用道路	里道⑧　市道E-570号
	東方字森吉3000番と同字辻3059番1に挟まれ、同字辻3038番と3083番に挟まれるまでの道路敷	828.01	公衆用道路	里道⑨　市道E-572号
	東方字辻3058番2と3059番3に挟まれる道路敷	156.98	公衆用道路	里道⑩　市道E-564号
	東方字辻3056番と3058番1に挟まれる道路敷	42.23	公衆用道路	里道⑪　法定外道路
	東方字辻3052番3と3054番と3055番1に挟まれる道路敷	65.97	公衆用道路	里道⑫　市道E-567号
	東方字辻3040番と3041番に挟まれ、3042番と3043番に挟まれるまでの道路敷	113.47	公衆用道路	里道⑬　市道E-571号
	東方字辻3039番と3041番に挟まれ、3026番と3045番1に挟まれるまでの道路敷	295.84	公衆用道路	里道⑭　市道E-575号
	東方字森吉3001番3と同字辻3052番4に挟まれ、同字辻3033番に東接するまでの道路敷	858.83	公衆用道路	里道⑮　市道E-564号
	東方字辻3078番と3083番に挟まれる道路敷	57.37	公衆用道路	里道⑯　市道E-575号
	東方字辻3057番1に囲まれる道路敷	8.01	公衆用道路	里道⑰　法定外道路
	東方字伊丹2815番2と2815番3に挟まれる道路敷	8.63	公衆用道路	里道⑱　法定外道路
	東方字伊丹2816番1に囲まれる道路敷	8.07	公衆用道路	里道⑲　法定外道路
	東方字辻3059番1に囲まれる道路敷	7.69	公衆用道路	里道⑳　法定外道路
	東方字風張2887番2と2888番3に挟まれる道路敷	9.56	公衆用道路	里道㉑　法定外道路
計		94,949.60		

表４　西別府祭祀遺跡の指定範囲地番・地目一覧

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
熊谷市	西別府字西方1575番	2,654	境内地/山林	宗教法人と総代の共有地
	西別府字西方1577番	1,886	境内地/山林	宗教法人と自治会の共有地
	西別府字根岸2328番1	1,341.93	池沼	
	西別府字根岸2328番1に南接し同字西方1575番に東接する道路敷	264.05	道	道②
	西別府字西方1577番に東接する道路敷	117.27	道	道③
	西別府字西方1575番に西接する道路敷	53.80	道	道④（法定外道路）深谷市行政界に隣接
	西別府字西方1577番に西接し同字西方1576番に南接する道路敷に東接するまでの道路敷	35.59	道	道⑤　深谷市行政界に隣接
	西別府字1579番1に北接する水路敷	419.52	池沼	池沼①
	西別府字根岸2328番1に北接及び西接する道路敷	389.22	道	道①
計		7,161.38		

表５　幡羅官衙遺跡の追加範囲地番地目一覧

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字森吉2982番1	973	畑	
	東方字森吉3001番2	689	畑	
	東方字辻3032番	405	畑	
計		2,067		